

平成24年1月11日

各位

**「東日本大震災復興住宅に係る建築確認検査手数料免除」のお知らせ**

この度の東日本大震災で被災されました皆様には、心よりお見舞い申し上げます。  
財団法人北海道建築指導センターでは、生活再建に向け恒久的な住宅を整備される方を支援させていただくために、建築確認検査手数料を免除することといたしましたのでお知らせします。

**【建築確認検査手数料免除概要】**

|          |  |
|----------|--|
| 対象者      | 東日本大震災※により住宅が滅失又は損壊し、札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市又は当別町のいずれかの区域で、住宅を新築する個人建築主様<br>※平成23年東北地方太平洋沖地震・長野県北部を震源とする地震及びこれらに引き続き発生した余震が対象となります。 |
| 対象住宅     | 建築基準法第6条第1項各号に掲げる建築物のうち、床面積が500㎡以内の構造計算適合性判定を必要としない住宅（併用住宅、長屋住宅及び共同住宅を含む）  |
| 免除となる手数料 | 建築確認申請・中間検査・完了検査手数料を全額免除いたします。   |
| 必要書類     | 東日本大震災により、市町村及び消防署が発行する「り災証明書」又は「被災証明書」の写し等（全壊、半壊等の被害について明記（原子力発電所の事故により移転を余儀なくされた場合は、警戒区域等内に住宅が所在していたことが明記）されているものに限ります。）           |
| 申請窓口     | 財団法人北海道建築指導センター 審査部審査課<br>〒060-0003<br>北海道札幌市中央区北3条西3丁目1 札幌北三条ビル8階<br>TEL:011-241-1897 FAX:011-232-2870                              |
| 実施期間     | 平成24年1月11日から当面の間   |